

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	22 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	13 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年5月から51年3月まで  
② 昭和52年4月から53年3月まで

自宅に役所関係者と思われる者が来た際、「このまま国民年金の保険料を払わないでいると、将来もらえる年金が少なくなる。このままでは時効になるので納められなくなるが、今ならまだ間に合うので、保険料を納めた方がよい。」と言われて、昭和48年ごろに何年か分の私の国民年金保険料をまとめてその集金人に払ったと、その当時から妻に聞いていた。

その後の保険料もしばらくは集金人に納付しており、未納期間は無いはずであり、申立期間の納付事実を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人及びその妻は、申立人に係る国民年金への加入手続及び国民年金手帳についての記憶があいまいである。

また、申立人は、何年か分の国民年金保険料を、自宅に来た集金人に払ったとしているが、A市では、国民年金推進員（集金人）を含め、国民年金の過年度保険料の収納事務は行っていないことから、申立人の供述内容と一致しないほか、まとめて納付したとする金額も、遡<sup>そきゆう</sup>及納付や前納を考慮して計算した実際の保険料額と大きく相違する。

さらに、申立人及びその妻は、昭和48年ごろに保険料をまとめて払った後の保険料については、継続して集金人に納付していたとしているが、申立

人の国民年金手帳記号番号は53年12月ごろに払い出されていることが確認でき、それ以前から継続して保険料を納付していたのであれば、同時点で改めて国民年金への加入手続がされ、新たな当該記号番号が払い出されることは極めて不自然であることから、申立人が継続して集金人に保険料を納付したものと考えられない。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無い上、ほかに申立期間①の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和53年12月ごろにおいて、申立期間②の国民年金保険料は過年度保険料として納付が可能な期間である上、申立人は申立期間②の以前の51年4月から52年3月までの保険料を過年度納付したものと推認できる。

また、申立人及びその妻の供述により、当該手帳記号番号の払出当時、保険料を納付できる十分な資力があつたと考えられることなどから、過年度保険料のうち、申立期間②の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間①及び②を除き国民年金の未納期間は無く、厚生年金保険と国民年金との切替手続を適切に行うなど、国民年金保険料の納付意識は高かつたものと認められる。

- 3 その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年3月の国民年金保険料(付加保険料を含む)については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から51年3月まで

親元で生活していた23歳ごろ、私はA職をしており公的年金に未加入であったが、私の父親から国民年金への加入を勧められ、B市C区役所と思われる所で、父親が私の国民年金加入手続(付加年金を含む)を行ってくれた上、申立期間の保険料(付加保険料を含む)については、自宅を訪れる集金人に納付していた。その後、昭和49年から50年ごろに納付方法が変わり、D銀行本店に振込納付していた。

また、私が国民年金に加入して2年後か3年後に、私の母親が国民年金に任意加入したことも記憶している。

申立期間の保険料(付加保険料を含む)が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金の加入手続をB市C区役所と思われる所で行ったと主張しているが、B市の被保険者名簿及び社会保険庁の保管する特殊台帳(マイクロフィルム)並びに申立人の所持する国民年金手帳のいずれも申立期間当時の住所は同市E区となっており、申立人の主張とは相違している。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人の国民年金加入手続は故人である実父が行ったとして、申立人自身は関与しておらず、加入後に交付された国民年金手帳の様式及び月額保険料等についての申立人の記憶も曖昧である。

さらに、申立人は「国民年金保険料を市の集金人に自宅で納付した際に、納付月が4月から翌年3月まで記載された1枚の用紙に印紙かシールのようなものはってもらった。」とし、印紙検認方式による収納事務であったと供述しているが、申立期間当時、B市では規則検認方式による収納事務を行っており、申立人が記憶している納付方式と一致しない。

加えて、申立人が所持する国民年金手帳には、「はじめて被保険者となった日」として昭和51年3月31日と記載されている上、B市の被保険者名簿及び社会保険庁の保管する特殊台帳（マイクロフィルム）にも当該年月日が記載されており、これら記録内容に不自然な点はみられない。

その上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、当該国民年金手帳記号番号の周辺被保険者の資格状況調査結果により、昭和51年4月ごろと推認できることから、その時点で、申立期間の一部は過年度納付が可能であったが、申立人は、申立期間の保険料の納付方法について<sup>さかのぼ</sup>遡って納付したとする供述をしていない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和51年3月の保険料に係る社会保険庁保管の付加保険記録にある「始期が昭和51年4月から終期は61年3月」との記載については、i) 市役所の納付記録データ等の記録を社会保険事務所の台帳に転記する際に、51年3月の定額保険料の納付事実が確認できなかったため、納付事実が確認できた時期である同年4月を基に、「始期は昭和51年4月から」と記載されたこと、ii) 51年3月の納付書の交付有無については不明であることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかったと推認される上、申立人は同年4月以降の国民年金保険料（付加保険料を含む）をすべて納付していること、及び申立期間当時同居していた申立人の母親は、同年3月に国民年金に任意加入し国民年金保険料（付加保険料を含む）を完納していることなど、申立人の家庭は国民年金制度に対する意識が高かったものと推認でき、申立人は同年3月の保険料（付加保険料を含む）を納付していたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和51年3月の国民年金保険料（付加保険料を含む）を納付していたもの認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月から60年3月まで  
自分の将来の生活を考え、国民年金に加入し、その保険料を納付していたので、申立期間に係る保険料も納付していたはずである。  
申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間である。

また、申立期間の国民年金保険料について、i) A市が保管する国民年金被保険者名簿により、昭和60年6月1日時点では未納期間と記録とされていたこと、ii) 社会保険庁の記録から、社会保険事務所が申立期間に係る過年度保険料の納付書を作成した同年10月11日時点においても、当該期間は未納であったものと推認できるものの、申立人の46年9月以降の国民年金加入期間に係る保険料は、申立期間以外は納付済みとなっている上、60年11月から平成4年1月までの国民年金保険料の法定免除期間については、平成4年度から10年度までの間にすべて追納により完納されている。

さらに、平成16年2月からは、申立人は、国民年金任意加入の被保険者となる手続を行った上、付加保険にも加入し65歳まで定額保険料及び付加保険料を完納しているなど、申立人の国民年金制度に対する意識は高かったものと認められる。

加えて、申立人は、社会保険庁及びA市が保管する記録において、昭和60年6月にA市B区の同一区内で転居したことが確認されており、i) 社会保険事務所では同年10月の時点で未納となっていた申立期間に係る国民年金保険料の納付書を転居先の住所に送付したものと認められること、ii) 申立人が「国民年金保険料の納付書が送付されたら必ず納付してきた。」と主張

しているところ、転居直後の同年7月から同年10月までの保険料は納期限内に納付されている上、申立期間直前の59年1月から同年6月までの保険料も納期限内に納付されていることから、申立人は、申立期間の保険料を過年度納付したものと推認することに不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料（付加保険料を含む）及び49年1月から同年3月までの付加保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から49年3月まで

昭和47年10月に国民年金に任意加入し、同時に付加年金の申込みをして、60歳まで国民年金保険料（付加保険料を含む）を納付していた。

しかし、申立期間のうち、昭和48年10月から同年12月までの保険料（付加保険料を含む）は未納とされており、さらに、49年1月から同年3月までの付加保険料は未納と記録されている。

申立期間については定額保険料及び付加保険料はすべて納付しているはずなので、未納記録が存在していることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、6か月と短期間であるとともに、申立人は昭和47年10月に国民年金に任意加入し、60歳まで申立期間を除くすべての期間について、定額保険料に加え、付加保険料も納付している上、納付日が確認できる期間については納期限内に納付していることから、申立人は国民年金に対する納付意識が高かったものと認められる。

また、申立期間の前後において生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間のうち昭和48年10月から同年12月までの期間について国民年金保険料（付加保険料を含む）を納付しなかったこと、及び申立期間のうち49年1月から同年3月までの付加保険料を納付しなかったことはいずれも考え難い。

さらに、申立人は「自宅が<sup>へんび</sup>辺鄙な場所にあったため、近所の会館前にA市のバスが来て国民年金の加入勧奨を行ったことを契機に、自分自身が国民年金へ



の任意加入及び付加年金加入の手続を行い、申立期間の保険料（付加保険料を含む）を納付した。」としており、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付について、当時の状況を鮮明に記憶している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料（付加保険料を含む）及び49年1月から同年3月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年3月及び2年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年5月から50年3月まで  
② 平成元年3月  
③ 平成2年3月

私は、妻が20歳に到達した昭和46年\*月に、それまで未加入であった国民年金に妻と一緒に加入した。私の国民年金保険料は、私が金融機関で妻の分と併せて納付してきたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立人の妻が20歳に到達した昭和46年\*月に、申立人自身が夫婦の国民年金加入手続を行い、それ以降、国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立人及びその妻が所持する国民年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は連番となっていることが確認できるものの、同記号番号は、社会保険庁の記録により、50年4月以降に払い出されたものと推定できることから、その時期に申立人の国民年金の加入手続が行われ、同時に申立人の被保険者資格が40年6月までさかのぼって取得（強制加入）されたものと推認できる（申立人の妻は昭和46年\*月）。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時点では、申立期間①の国民年金保険料は、特例納付及び過年度納付が可能であるものの、申立人にはさかのぼって保険料を納付した記憶が無く、それ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間①は3年11か月と長期間であり、申立人が当該期間の国

民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに当該期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②及び③については、それぞれ1か月と短期間であり、当該期間の前後を通じて、申立人の国民年金保険料は納付済みである上、申立人は、当該期間に転職や住所の変更等は無く、その生活状況にも大きな変化がみられないことから、保険料納付を行うことが困難な経済状況にあったものとは考え難い。

加えて、申立人は、昭和50年4月以降、60歳到達までの期間については、申立期間②及び③を除き、国民年金保険料をすべて納付しているなど、保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年3月及び2年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年3月及び2年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 5 月から 50 年 3 月まで  
② 平成元年 3 月  
③ 平成 2 年 3 月

私は、20歳に到達した昭和46年\*月に、私の夫と一緒に国民年金に加入した。私の国民年金保険料は、夫が金融機関で夫婦二人分を併せて納付してきたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、20歳に到達した昭和46年\*月に、申立人の夫が夫婦の国民年金加入手続を行い、それ以降、その夫が国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立人及びその夫が所持する国民年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は連番となっていることが確認できるものの、同記号番号は、社会保険庁の記録により、50年4月以降に払い出されたものと推定できることから、その時期に申立人の国民年金の加入手続が行われ、同時に申立人の被保険者資格が46年5月までさかのぼって取得（強制加入）されたものと推認できる（申立人の夫は昭和40年6月）。

また、申立人の夫が国民年金の加入手続を行った時点では、申立期間①の国民年金保険料は、特例納付及び過年度納付が可能であるものの、申立人の夫にはさかのぼって保険料を納付した記憶が無く、それ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間①は3年11か月と長期間であり、申立人の夫が当該期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)が無い上、ほかに当該期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②及び③については、申立人及びその夫の国民年金保険料の収納年月日が確認できる昭和50年度から平成5年度までの期間において、ほとんど同一納付年月日となっていることから、その夫が申立人の保険料と併せて自分の保険料を納付していたものと推認できる。

加えて、申立人は、昭和50年4月以降、現在に至るまで国民年金保険料を継続して納付しており、申立期間②及び③を除いて、国民年金保険料をすべて納付しているなど、保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

このほか、申立期間②及び③については、それぞれ1か月と短期間であり、当該期間の前後を通じて、申立人の国民年金保険料は納付済みである上、申立人には、当該期間に転職や住所の変更等はなく、その生活状況にも大きな変化がみられないことから、保険料納付を行うことが困難な経済状況にあったものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年3月及び2年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年3月まで

国民年金加入当初の2年度分の保険料未納期間に係る過年度納付書が届いたので、昭和45年6月にその保険料を納付した。これで未納期間は無いと思っていたが、社会保険事務所から、「当時納付した保険料は、昭和36年度及び37年度の2年度分の保険料であり、このうち誤って収納された20歳前の11か月分の保険料は還付されたため、37年度分だけが納付済みとなり、これに続く申立期間は免除期間のままである。」旨を説明された。

しかし、誤った納付書を送付したのは、社会保険事務所の責任であり、還付されたとする還付金も受領した記憶は無い。保険料は間違いなく2年度分納付させられたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人が保持していた社会保険事務所からの案内書には同封の納付書によって納付を行う旨の記載がされており、納付勧奨があったことが確認できるとともに、当該案内において、送付され申立人が納付した期間については、昭和36年4月から38年3月までの期間に係る国民年金保険料(2,400円)であったことが、申立人の所持する納付書・領収証書及び特殊台帳により確認できるところ、当該納付した期間には、20歳前の期間が含まれているなど、当時、申立人が納付可能であった37年3月から39年3月までの期間と異なる期間の納付書が発行されたことは明らかである。

2 しかしながら、当該納付勧奨の趣旨からすれば、当時、申立人が納付可能であった期間について、納付するよう納付書が発行していたものであり、納

付された保険料は、その趣旨に対応したものと考えるのが適当であるから、当時、申立人が納付可能であった昭和37年3月から39年3月までの期間のうち2年間分の保険料相当額が納付されたと見るのが適切であり、申立期間のうち納付済みとされていない昭和38年4月から39年2月までの期間は当該納付によって納付されたと考えるのが妥当である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 北海道国民年金 事案 1163

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から38年3月までの期間及び43年4月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年12月から38年3月まで  
② 昭和43年4月から44年3月まで

昭和38年8月ごろ、A市B区役所C出張所に行き国民年金の加入手続きをした。

申立期間①の国民年金保険料は、昭和38年度の保険料と同時期に郵便局で納付した記憶がある。

申立期間②の国民年金保険料は、自宅に来た集金人に3か月から1年分をまとめて納付していたと思う。記録上は、国民年金手帳に検認印の無い昭和44年度の保険料は納付とされているにもかかわらず、同じく検認印の無い申立期間②の保険料が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳に到達するまでの38年8か月の国民年金加入期間における国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の国民年金保険料に対する納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、昭和38年8月にA市B区役所C出張所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の保険料は昭和38年度の保険料とは別に郵便局で納付したと主張しているところ、A市B区役所では、申立期間①当時、C出張所に過年度保険料の納付書も窓口にも備え付けていたとしているとともに、保険料の過年度納付は郵便局又は銀行でのみ納付できるとしていることから、申立人の主張と一致する。

さらに、申立人がD市に転入した後の申立期間②については、申立人が保管する国民年金手帳の昭和43年度及び44年度のいずれにも国民年金印紙検認記録欄に検認印が押されていないにもかかわらず、印紙検認台紙が切り取られて



いるところ、社会保険事務所が保管する申立人の特殊台帳(マイクロフィルム)には、44年度の保険料が昭和45年5月14日に過年度納付されている記録が確認でき、当該期間より保険料が安価であり、45年5月時点で時効となっていなかった申立期間②の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月、同年12月、及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月及び同年12月  
② 昭和48年1月から同年3月まで

国民年金の加入手続は、亡くなった母親が前居住地のA県B町で行ったため、詳しいことは分からないが、両申立期間の国民年金保険料については、私が仕事ができない日に、数か月分をまとめて納付したと記憶しているので、両申立期間の保険料の納付を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、合計で5か月と短期間である。

また、申立人は、国民年金制度が開始された昭和36年4月に国民年金に加入後、60歳に到達するまで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しているとともに、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っていることから、国民年金保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、両申立期間の保険料の納付について、数か月分をまとめてC市D出張所及びE区役所で印紙を購入するか、又は納付書に現金を添えて納付したとしているところ、申立期間①当時において同市D出張所の存在が、また、申立期間②当時において同市E区役所の存在がそれぞれ確認できるとともに、両申立期間当時の保険料の納付方法とも一致することから、申立人の主張は基本的に信用できる。

加えて、申立人の申立期間当時における生活状況に大きな変化はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 北海道厚生年金 事案 1112

### 第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格取得日は、昭和46年2月8日、資格喪失日は48年1月20日であると認められることから、申立期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年2月から同年9月までは5万2,000円、同年10月から47年9月までは7万6,000円、同年10月から同年12月までは7万2,000円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月8日から48年1月20日まで  
昭和46年2月から48年1月までA社B支店でC業務担当の正社員として勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。  
申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人のA社B支店に係る資格取得日は昭和46年2月8日、資格喪失日は48年1月20日であることが確認できたことから、申立人が、申立期間について、同社において厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

なお、健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者記号の下一桁が誤って記載されており、社会保険庁のオンライン記録には収録されていないが、申立人を記憶している当時の支店長は、「昭和46年2月に同社のB支店長になり、申立人を正社員として採用した。」と供述しており、社会保険事務所の記録によると、当該支店長は、昭和46年2月5日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人は47年6月1日及び同年11月24日付けの当該事業所名の記載がある表彰状を保管しており、複数の同僚が申立期間に申立人と一緒に勤務し、申立人と同姓同名の者はいなかったと供述している上、前述の被保険

者原票の氏名、生年月日、性別は申立人と一致していることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録に相違ないものと判断することができる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、今回統合する申立人に係る社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録により、昭和46年2月から同年9月までは5万2,000円、同年10月から47年9月までは7万6,000円、同年10月から同年12月までは7万2,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和62年4月1日、資格喪失日が64年1月1日とされ、当該期間のうち、63年12月30日から64年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格喪失日を64年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年12月30日から64年1月1日まで  
昭和62年4月から63年12月末までA社で勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。  
申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人から提出された人事記録の写し及び厚生年金保険の事務手続を誤ったとするA社の供述から判断すると、申立人が申立期間に当該事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る当該事業所における昭和63年11月の社会保険庁の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は証拠書類は無いものの申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めており、さらに、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失年月日欄に昭和63年12月30日と記

載されており、事業主は資格喪失日を誤って記載したことを認めていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 北海道厚生年金 事案 1114

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和44年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月21日から同年10月1日まで

昭和39年3月21日から平成7年12月20日まで、A社の職員として継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

昭和44年9月21日付けでA社C工場から同社D工場に異動したが、申立期間においても、同社の職員として継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された申立人の在籍期間と異動履歴が確認できる従業員台帳の写し、申立人の異動日と異動発令日が確認できる辞令の写し及び事業主の「申立人は、申立期間においても当社の職員として継続して勤務していたことから、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していなかったとは考え難い。」との供述から判断すると、申立人が昭和39年3月21日から平成7年12月20日までA社に継続して勤務し（昭和44年10月1日にA社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C工場における昭和44年8月の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間当時、人事異動に係る異動日と実際の赴任日は概ね同一日で

あったが、これらが異なる場合には、実際の赴任日をもって厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失に係る届出を行っていた。申立人については、人事記録上における当社C工場から当社D工場への異動日は昭和44年9月21日であるものの、当該辞令の発令は同年10月1日に遡及して行われたことから、実際の赴任日であると考えられる同年10月1日を当社C工場での資格喪失日とするところ、誤って人事記録の異動日である同年9月21日を資格喪失日として届けたため、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録に欠落が生じたものと考えられるので、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないはずである。」と供述していること、及び前述の辞令により、申立人と入れ替わりで、同日にA社D工場から同社C工場への異動を発令されたことが確認できる同僚一人は、社会保険事務所の記録における同社D工場での厚生年金保険の被保険者資格喪失日と同社C工場における同保険の被保険者資格取得日のいずれもが、44年10月1日となっていることが確認できることを併せて判断すると、事業主は、44年9月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る44年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 北海道厚生年金 事案 1115

### 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和49年10月1日であると認められることから、申立期間に係る資格の喪失日を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、9万8,000円とすることが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月30日から同年10月1日まで

A社の職員として、昭和44年3月17日から50年10月31日まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

申立期間は、A社C支店の開業のため、同社D支店から転勤した期間であるが、同社の職員として継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、厚生年金基金の加入記録、A社に保管されていた申立人に係る健康保険被保険者資格喪失確認通知書と厚生年金基金加入員資格喪失通知書の写し、申立人の在籍期間と異動履歴が確認できる社員履歴カードの写し及び事業主の供述から判断すると、申立人が昭和44年3月17日から50年10月31日までA社に継続して勤務し（昭和49年10月1日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録によれば、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和49年9月30日と記録されているが、同社に保管されていた健康保険被保険者資格喪失確認通知書と厚生年金基金加入員資格喪失通知書の写しにより確認できる申立人の被保険者資格喪失日は、いずれも同年10月1日となっていること、及び申立期間当時に厚生年金基金の職員であった者は「申立期間当時、厚生年金保険被保険者の資格の得喪の届出書は複写式で、厚生年金基金の資格の得喪の届出書と一体のものであった。」と供述

していることを併せて判断すると、厚生年金基金に提出された届出書と同一のものが社会保険事務所に提出されていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和49年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和49年9月の厚生年金基金の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和36年5月31日）及び資格取得日（昭和36年10月16日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月31日から同年10月16日まで

昭和35年5月に、B社の事業主の妻から誘われて同社に転職した。その後、B社が閉鎖され、別法人としてA社が設立されたことから、そのままA社で継続して勤務していたが、社会保険事務所の記録では、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間について、勤務形態や仕事の内容に変化は無く、中途退社するようなことも無かったので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和35年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、36年5月31日に資格を喪失後、同年10月16日に同社において再度資格を取得しており、同年5月から同年9月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間において、厚生年金保険の被保険者記録のある者は8人であり、生存及び所在の確認できた5人に照会し3人から回答が得られ、二人が「申立人は、申立期間において当該事業所に継続して勤務していた。」と供述しており、そのうちの一人は、「私は、申立人に仕事を教えても

らったが、申立人が長期休暇を取ることも無く、申立期間において勤務形態及び業務内容に変更は無かった。」と供述しているところ、当該同僚の8人のうち7人は、いずれも申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続しており、残る1人については回答を得ることはできなかったものの、申立人及び複数の同僚が、この同僚と申立人は担当業務が異なっていたと供述しており、年齢も大きく異なっている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の申立人及び同僚の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が昭和41年7月16日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため確認できないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る36年5月から同年9月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 北海道厚生年金 事案 1117

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 40 年 8 月 5 日から 42 年 10 月 26 日まで

60 歳になったので社会保険事務所で年金の受給手続きを行ったところ、申立期間については脱退手当金が支給されていることが分かった。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 3 か月後の昭和 44 年 2 月 6 日に支給決定されたこととなっていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたと考えられるが、申立人は昭和 42 年 11 月 7 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 北海道厚生年金 事案 1118

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和39年5月10日、資格喪失日は同年8月8日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2万2,000円とすることが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年10月ごろから36年12月ごろまで  
② 昭和37年4月ごろから40年10月ごろまで  
③ 昭和42年5月ごろから45年10月ごろまで  
④ 昭和45年8月ごろから48年11月ごろまで  
⑤ 昭和54年4月ごろから56年12月ごろまで

申立期間①のうち、時期ははっきりしないが、B事業所に勤めていた。

申立期間②のうち、時期ははっきりしないが、C社に勤めていた。

申立期間③のうち、時期ははっきりしないが、D社に勤めていた。

申立期間④のうち、時期ははっきりしないが、E社に勤めていた。

申立期間⑤の期間は、時期ははっきりしないが、F社の社長をしていた。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と生年月日の元号のみが相違する（「昭和」であるのが、「大正」になっている。）同姓同名の被保険者記録が確認できるとともに、その資格期間は昭和39年5月10日から同年8月8日までとされており、申立期間②の期間内となっている。

また、当該事業所の名称は、申立人が申し立てているC社と事業所名が異なるものの、i) 申立人は、勤務時期についての記憶が不確かであること、ii) A社は、申立人が勤務していたとする事業所と同じくG業の下請会社で

あったことが、G町が保管する課税台帳において確認できること、iii) 当該被保険者原票に記載された被扶養者の氏名が、申立人の妻の氏名と一致することから判断すると、当該記録は、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録に相違ないものと判断することができ、申立人が、当該期間について、A社において厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、今回統合する社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票の記録により、2万2,000円とすることが必要である。

2 すべての申立期間について、申立人は、実際に勤務していた時期の記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>であり、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

3 社会保険事務所の記録によると、申立期間①の全期間を含む、昭和35年3月1日から38年8月26日までについて、申立人は、他の事業所において厚生年金保険被保険者としての記録が存在する。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、所在不明により申立人の申立てに係る供述を得ることができず、当該事業所における申立人の勤務実態及び保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、「B」と名の付く事業所は4事業所存在し、このうち1事業所は前述のA社であるが、申立期間①当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる他の2事業所について調査したところ、両事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、両事業主の所在が確認できないため、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況の供述を得ることができない上、両事業所の厚生年金保険被保険者名簿及び原票に、申立人の氏名は記載されておらず、整理番号に欠番も見られない。

加えて、社会保険事務所の記録により、両事業所の厚生年金保険被保険者であったことが確認できる者にそれぞれ照会したが、共に申立人については知らないとしており、申立人の申立てに係る事実を確認できる供述を得ることができない。

なお、他の1事業所については、社会保険事務所の記録によると、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

4 社会保険事務所の記録によると、申立期間②のうち、昭和38年11月1日から39年3月10日までの期間、同年8月10日から同年9月10日までの期間及び同年10月1日から40年10月1日までの期間について、申立人は、他の事業所において厚生年金保険被保険者としての記録が存在し、前述のとおり、39年5月10日から同年8月8日までについては、A社で厚生年金保険の被保険者であると認められる。

また、社会保険事務所の記録から、A社において、申立人の厚生年金保険被保険者期間が判明した昭和39年ごろに被保険者記録が確認できる12

人の所在を確認したが、死亡等により所在が確認できないため、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況の供述を得ることができない。

さらに、申立人は、勤務していた時期及び期間を記憶していないものの、申立事業所に勤務していたのは一度だけであると述べていることから、今回判明した期間以外には、勤務していた期間は無かったものと考えられる。

加えて、雇用保険の加入記録においても、申立期間②における申立人の記録は存在しない。

なお、申立人が勤務していたというC社は、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できず、当該事業所の所在地を管轄する法務局にも商業登記簿謄本の記録は無い。

- 5 社会保険事務所の記録によると、申立期間③を含む昭和41年9月21日から42年12月29日までの期間及び申立期間③のうち43年2月5日から同年2月19日までの期間について、申立人は、他の事業所において厚生年金保険被保険者としての記録が存在する。

また、雇用保険の加入記録により、申立期間③を含む昭和45年7月17日から同年12月28日までについては、事業所名称は不明であるものの、H公共職業安定所管轄の事業所において被保険者であったことが確認できるが、申立人は、申立人が勤務していたとするD社はI市に存在していたと述べていることから、当該雇用保険の加入記録は、別の事業所の記録であると判断できる。

さらに、D社は、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できず、同社の所在地を管轄する法務局にも商業登記簿謄本の記録は無い。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚二人について社会保険事務所の記録を確認したところ、申立人と当該同僚二人は、申立期間とは別の時期に他の事業所において厚生年金保険被保険者の記録を有していたことが確認でき、このうち所在が確認できた一人に照会したものの、申立人の申立てに係る供述を得ることはできず、当該事業所における申立人の勤務実態及び保険料控除の事実について確認することができない。

- 6 社会保険事務所の記録によると、申立期間④のうち、昭和48年9月1日から同年10月1日までの期間について、申立人は他の事業所において厚生年金保険被保険者としての記録が存在する上、46年4月から47年12月までは国民年金申請免除の記録となっており、48年1月から同年8月までの期間、同年10月及び同年11月については、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録により、申立期間④を含む昭和45年7月17日から同年12月28日までの期間及び46年6月10日から同年9月8日までの期間については、H公共職業安定所管轄の事業所において被保険者で



あったことが確認できるものの、事業所名称は不明である。

さらに、雇用保険の加入記録により、昭和 46 年 9 月 10 日から同年 11 月 20 日までの期間、47 年 4 月 28 日から同年 10 月 15 日までの期間、48 年 4 月 23 日から同年 8 月 14 日までの期間及び申立期間④を含む同年 10 月 3 日から同年 12 月 22 日までの期間については、申立事業所とは異なる J 社において被保険者であったことが確認できたことから、同社に照会したところ、「当社が法人化された昭和 51 年 3 月からは、従業員全員について、厚生年金保険に加入していたが、それ以前、期間雇用者は厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答しており、社会保険事務所の記録より、当該期間に同社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者も「自分は、事務会計の正社員として勤務していた。申立人は、K 職の責任者であったと思うが、期間雇用者と同じく、日雇健康保険に加入していたと記憶している。」と述べている上、同社に係る厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は記載されておらず、整理番号に欠番も見られない。

加えて、申立人が勤務していたとする E 社は、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できず、L 協会、M 協同組合に照会したが、当該事業所の存在は確認できない。

なお、当時、申立人が勤務していたとする E 社と同じ名称の事業所が N 市に存在し、支店を H 市に設置していたことが商業登記簿謄本により確認できたことから、当時、代表取締役であった者に照会したところ、i) 「H 支店は形式上置いていただけである。」と述べていること、ii) 申立人が専務であったと記憶する者の氏名について、知らないとしていること、iii) 申立人は、O 町で P 作業を行っていたとしているが、O 町で作業をしたことは無いと述べていることから、当該同名称の事業所は、申立人が勤務していたとする事業所とは別の事業所であると判断できる。

その上、申立人が勤務していたとする E 社の専務であったと記憶している者については、年金記録が確認できない上、同僚については名字のみしか記憶していないため、これらの者を特定することができないことから、申立人の申立てに係る供述を得ることができず、当該事業所における申立人の勤務実態及び保険料控除の事実について確認することができない。

7 社会保険事務所の記録によると、申立期間⑤を含む昭和 56 年 11 月 4 日から 57 年 1 月 13 日までについて、申立人は、他の事業所において厚生年金保険被保険者としての記録が存在する。

また、商業登記簿謄本によると、F 社は昭和 53 年 9 月 11 日に設立され、申立人は、代表取締役であったことが確認できるが、当該事業所は、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

さらに、当該事業所の取締役であった者は、既に死亡又は所在不明により照会することができず、事務員であった女性の名前についても申立人は

名字のみしか記憶していないため、当該人物を特定することができないことから、申立人の申立てに係る供述を得ることはできず、当該事業所における申立人の厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

8 このほか、申立人のすべての申立期間（昭和 39 年 5 月 10 日から同年 8 月 8 日までを除く。）の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間（昭和 39 年 5 月 10 日から同年 8 月 8 日までを除く。）に係る保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和33年10月1日）及び資格取得日（昭和34年9月24日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月1日から34年9月24日まで  
厚生年金保険加入期間について照会申出書を提出したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。  
しかし、申立期間については継続してA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録によると、A社において昭和30年2月17日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、33年10月1日に資格を喪失後、34年9月24日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、当該事業所が保管している人事記録カードによると、申立人は、申立期間についても準社員として継続して勤務していたことが認められる。

また、当該事業所に照会したところ、申立期間当時は、「正雇員及び準社員は厚生年金保険に加入し、給与から保険料を控除していた。」と述べている。

さらに、申立人が一緒に勤務していたという同僚に照会したところ「申立人は自分より先に当該事業所に勤務しており、申立人が昭和34年12月ごろに転

勤になるまで一緒に勤務していた。申立人は、C業務等を担当しており、業務内容及び勤務形態に変化は無く、申立人の転勤後は自分がその業務を引き継いだ。申立期間当時、従業員は身分にかかわらず厚生年金保険に加入し、給与から保険料が控除されていた。」と述べており、社会保険事務所の記録によると、当該同僚は、申立期間においても継続して厚生年金保険の加入記録が確認できる。

加えて、社会保険事務所の記録により申立期間に当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の者に照会したところ、「申立人は、申立期間においても当該事業所に継続して勤務しており、仕事内容も同じであった。」と述べている。

その上、申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得している30人の社会保険事務所の記録を確認したところ、i) 申立人と同様に被保険者記録に空白期間が存在したものが3人確認できたこと、ii) 当該3人に係る空白期間の時期は申立人と異なっており、一定の基準も見られないこと、iii) そのうち、所在が確認できた一人は、「当該事業所で事務の仕事を行っていた。自分は、入社してから退社するまで、毎月給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と述べていること、iv) 空白期間は確認できないものの、当該事業所において同一日の資格喪失及び資格取得の記録が確認できる者が二人存在すること、v) そのうち一人の人事記録を確認したところ、継続して当該事業所に勤務していることが確認できること、vi) 当該事業所の各出張所から当該事業所に転勤している記録が確認できる二人に照会したところ、継続して当該事業所の出張所に勤務し、転勤はしていないと述べており、そのうち一人の人事記録を確認したところ、転勤した記録は確認できないことから判断すると、事業主は何らかの理由で、資格喪失及び取得届を提出しているが、それによってできた空白期間の厚生年金保険料を給与から控除していなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33年9月及び34年9月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行

ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における申立期間①に係る標準報酬月額の記事については、平成12年8月及び同年9月は44万円、同年10月から13年4月までは26万円に訂正する必要がある。

また、C社における申立期間②に係る標準報酬月額の記録については、平成13年5月及び同年6月は26万円に訂正する必要がある。

なお、各事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したかどうか明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年8月1日から13年5月2日まで  
② 平成13年5月2日から同年7月27日まで

申立期間において、雇用契約に基づき給与支給を受け、支給額に応じた厚生年金保険料の控除があったにもかかわらず、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が低くなっており納付できない。申立期間に係る標準報酬月額の訂正をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①の全期間において、社会保険事務所の記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、9万8,000円と記録されていることが確認できるが、平成12年8月及び9月について、申立人が所持する給与明細書で確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に基

づく標準報酬月額は、共に 44 万円であり、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額（9 万 8,000 円）より高いことから、当該期間の標準報酬月額を 44 万円に訂正することが妥当である。

また、平成 12 年 10 月から 13 年 4 月までについて、申立人が所持する給与明細書で確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額は 44 万円であるものの、厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は 26 万円であることから、当該期間の標準報酬月額を 26 万円に訂正することが妥当である。

- 3 申立期間②について、申立人は、A 社の給与明細書を所持しているが、社会保険事務所の記録によると、C 社において、厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。

しかし、申立人は、i) 雇用保険の記録によると、申立期間②についても A 社の被保険者であったことが確認できること、ii) 商業登記簿謄本によると、両社の代表取締役は同じ者であることが確認できること、iii) 申立人と一緒に勤務していた複数の者が、「給料は、A 社から支給されていた。」としており、このうちの一人が「両社の D 市の事務所は同じところにあった。私は、年金記録では C 社に勤務していたことになっているが、自分の認識では異動しておらず、ずっと A 社に勤務していた。」と述べていることを踏まえると、C 社の厚生年金保険被保険者であった者についても、給料は、A 社から支給されていたものと判断できる。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人の C 社における標準報酬月額は、9 万 8,000 円と記録されていることが確認でき、申立人が所持する給与明細書で確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額は 44 万円であるものの、厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は 26 万円であることから、申立期間②の標準報酬月額を 26 万円に訂正することが妥当である。

- 4 なお、各事業主が申立人に係る両申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、各事業主の協力は得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、各事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和33年12月1日から34年11月30日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日（第3種被保険者）に係る記録を33年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年12月は1万円、34年1月は1万2,000円、同年2月及び同年3月は1万4,000円、同年4月から同年11月までは1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年11月26日から34年12月1日まで

昭和33年11月26日から35年1月7日までA社に継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。当該事業所には、B社を退職する父親に代わって同社に入社するまでの期間に勤務していたもので、入社当初から、同社C事業所でD作業に従事しており、同様の者が他にもいた。

当時の賃金精算書から社会保険料等の控除額を転記した金銭出納帳を保管しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する金銭出納帳（申立人が、A社の昭和33年12月から35年1月までの賃金精算書から、月ごとの勤務日数、給与支給総額及び控除総額を、当時、転記したと考えられるもの。）に記載された昭和33年11月の勤務日数及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が当該事業所において同じ班で一緒に勤務していたとする者3人は、社会保険事務所の記録によると、いずれも、申立期間の全部又は一部に



において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる上、このうち生存及び所在が確認された二人に照会したところ、いずれも、自身が記憶する勤務期間と同保険の加入記録とが合致していることが確認できるとともに、このうち一人は、「当時、B社には、既に同社に勤務している親が退職するのと入れ替わりでなければ就職できないという条件があり、自分も、同社に就職するまでの期間、A社に勤務していた。」と供述していることから、同人は申立人と同じ立場であったと考えられる。

さらに、申立人は「入社当初からD作業に従事していた。」と供述しているところ、申立人が所属する班のリーダーであったとする者は、「班の業務はD作業であった。」と供述していることから、申立人も同作業に従事していたと考えられる上、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された8人のうち、同保険の被保険者資格取得時に第1種被保険者であった者3人に照会したところ、いずれも、「入社当初はE作業に従事していた。」と供述しており、ほかにD作業に従事する者について第1種被保険者とする取扱いがあったことをうかがわせる事情は見受けられないことを踏まえると、申立人は、被保険者資格取得時から第3種被保険者であったと考えるのが妥当である。

加えて、当該金銭出納帳の記載により、申立期間のうち昭和33年12月から34年11月までの期間において、厚生年金保険第3種被保険者としての同保険料及び政府管掌健康保険料の合計額とおおむね合致するか又はこれを上回る金額が事業主により給与から控除されていたことがうかがわれるほか、当該金銭出納帳に記載された当該期間の控除額の合計は、当該期間において控除されるべき社会保険料額と所得税額の合計額とおおむね合致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和33年12月から34年11月までの期間において、第3種被保険者としての厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、申立期間のうち昭和33年11月26日から同年11月30日までの期間については、当該金銭出納帳において同年11月分の給与からの控除額が「0円」と記載されていることから、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを認めることはできない。

また、申立期間のうち昭和33年12月から34年11月までの期間の標準報酬月額については、申立人が保管する金銭出納帳に記載された同年1月から同年12月までの給与支給額及び控除額から判断すると、33年12月は1万円、34年1月は1万2,000円、同年2月及び同年3月は1万4,000円、同年4月から同年11月までは1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 62 年 11 月 18 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから確認することができないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主が 34 年 12 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 33 年 12 月から 34 年 11 月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和59年5月1日）及び資格取得日（昭和61年12月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和59年5月から同年9月までは8万6,000円、同年10月から60年9月までは9万2,000円、同年10月から61年9月までは8万6,000円、同年10月及び同年11月は9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和8年  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和59年5月1日から61年12月1日まで

昭和58年7月から平成2年6月までA社に継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。この間は、B社C支店内の同社の店舗でD業務を担当しており、前後の期間と勤務形態や仕事の内容にも変化は無かった。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを示す給与明細書等はないが、申立期間について同保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和58年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、59年5月1日に資格を喪失後、61年12月1日に同社において再度資格を取得しており、59年5月から61年11月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の被保険者記録により、申立人は、当該事業所において申立期間を含む昭和58年7月1日から平成2年5月29日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚一人は、申立人

が申立期間について当該事業所に継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態に変化は無かったと供述しているところ、当該同僚は、申立期間において厚生年金保険の加入記録が継続している。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立期間当時、当該事業所において複数の厚生年金保険加入期間が確認できる者はいない上、申立期間の前後の期間において当該事業所で複数の厚生年金保険加入期間が確認できる者二人のうち一人については、社会保険事務所の記録により、当該事業所で厚生年金保険に加入していない期間において他の事業所で同保険に加入していることが確認できるほか、他の一人については、当該事業所における勤務状況等について照会したものの回答は得られなかったことから、当時、当該事業所において、継続して勤務している途中の期間について厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和59年4月及び61年12月の社会保険事務所の記録、及び申立人とほぼ同年齢の同僚の当該事業所に係る59年5月から61年11月までの社会保険事務所の記録により、59年5月から同年9月までは8万6,000円、同年10月から60年9月までは9万2,000円、同年10月から61年9月までは8万6,000円、同年10月及び同年11月は9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難く、仮に、申立期間に被保険者資格が認められる場合には、その後、少なくとも3回、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届が提出されているにもかかわらず、社会保険事務所がいずれも当該届出を記載しないとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を平成5年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月20日から同年4月1日まで  
平成2年4月、A社に入社し、現在まで継続して勤務している。

平成5年3月又は同年4月ごろ、A社B支店から同社C支店へ異動となったが、社会保険庁の記録では、同年3月の厚生年金保険の加入記録が欠落している。

申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D厚生年金基金が保管する申立人の加入員データの記録、A社本社が保管する申立人の人事記録の写し及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が、平成2年4月にA社に入社し、現在まで継続して勤務していることが確認できる。

また、A社本社が保管する申立人の人事記録の写しにより、申立人が、平成5年3月20日付けで同社B支店から同社C支店へ異動の辞令を受けたことが確認できる。

さらに、D厚生年金基金が保管する申立人の加入員データの記録によると、申立人は平成5年4月1日にA社B支店において同基金加入員資格を喪失し、同日に同社C支店において同資格を取得しており、事業主は、同年4月1日に同社B支店において同基金の加入員資格を喪失し、同日に同社C支店において同基金の加入員資格を取得した旨を同基金に届け出たことが確認できる。

加えて、A社本社から、「当社では、給与の計算は本社で行っているが、社会保険事務所への届出は各支店で行っている。厚生年金保険の被保険者資格の得喪日を、辞令の発令日とするか、異動先で勤務を開始した日とするかの社内の取決めは無く、異動に係る支店間でその都度連絡を取り、転勤者の厚生年金保険の加入期間に欠落が生じないようにして決めている。申立人の場合、辞令の発令日は平成5年3月20日であるが、B支店とC支店とで、申立人の資格の得喪日を辞令の発令日の同年3月20日ではなく、実際に異動した日である同年4月1日とする旨の連絡があったものと思われる。また、申立期間の保険料の控除は、B支店において、申立人の給与から控除したものと考えられる。」との回答があった。

これらを総合的に判断すると、申立人は平成2年4月から現在までA社に継続して勤務し（平成5年4月1日にA社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における平成5年2月の社会保険事務所の記録から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 北海道厚生年金 事案 1124

### 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日は、昭和22年7月1日、資格喪失日は25年12月14日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和22年7月から23年7月までは600円、同年8月から24年4月までは5,400円、同年5月から25年11月までは8,000円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年7月から25年12月まで

昭和22年7月に、A社C事業所に就職し、25年12月までD職としてE関係の仕事に従事した。

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、当該事業所における加入記録は無いとの回答であった。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

（注） 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人が申立期間にA社C事業所において厚生年金保険に加入した記録は確認できなかったが、社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳から、申立人と氏名、生年月日、性別及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号が一致する者が、当該事業所において、昭和22年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、25年12月14日に同被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と生年月日は異なるものの、申立人と氏名、性別及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号が一致する者が、当該事業所において、昭和22年7月

1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、25年12月14日に同被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

当該記録は、申立人と生年月日が異なっているが、当該記録にある生年月日は、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号と連続する次の厚生年金保険被保険者台帳記号番号の被保険者の生年月日と一致していることから、社会保険事務所では、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の生年月日を申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号と連続する次の厚生年金保険被保険者台帳記号番号の被保険者の生年月日と誤って記載したものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は申立人がA社C事業所において、厚生年金保険被保険者の資格を昭和22年7月1日に取得し、25年12月14日に同資格を喪失した旨を、社会保険事務所に届け出たことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する今回統合する申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和22年7月から23年7月までは600円、同年8月から24年4月までは5,400円、同年5月から25年11月までは8,000円とすることが妥当である。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から49年3月までの期間及び49年7月から50年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和43年4月から49年3月まで  
②昭和49年7月から50年7月まで

申立期間①については、私の国民年金の加入手続及び保険料の納付は義父が行ってくれており、申立期間②については、妻が私の保険料を納付していたはずであるので、納付事実を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたこと示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の国民年金の加入手続及び納付について、申立人自身は関与しておらず、加入手続及び納付をしていたとする申立人の妻の記憶もあいまいで、その義父も既に亡くなっていることから、申立人に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間①の始期であり、申立人の当初の資格取得日である昭和43年4月1日時点では、申立人は厚生年金保険に加入しており、その当時に国民年金加入手続を行うのは不合理であるところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、49年9月ごろと推認され、申立期間①はさかのぼって資格取得した期間であると認められる。加えて、申立人が申立期間①の保険料をさかのぼって納付したことをうかがわせる事情、及び申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、申立人の妻が夫婦の保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人の妻も申立期間②の保険料が未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1166

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月から61年3月まで

昭和60年9月に退職し、私自身が同月にA市B区役所に行き国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、同区役所から送付された納付書を毎月同区役所の窓口を持参し納付していた。申立期間の保険料は、月額6,000円から7,000円ぐらいだったと思う。

国民年金保険料については、「納め忘れのないように。」と母親からいつも言われており、私自身も当然の義務であると思っていた。

申立期間の保険料は間違いなく納付していたので、その事実を認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続を、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和60年9月にA市B区役所の窓口で行い、保険料は毎月同区役所の窓口を持参し納付していたと供述している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和61年6月11日と確認できることから、その時点で申立期間の保険料は過年度納付が可能な期間であったが、申立人は、申立期間について社会保険事務所から送付された過年度保険料納付書により<sup>さかのぼ</sup>遡って納付した記憶が無い。

また、A市役所が保管する昭和61年度及び62年度の国民年金被保険者名簿の記録において、i) 昭和61年4月から同年8月までの保険料は、同年8月20日に一括して納付されていること、ii) 同年9月以降の保険料は申立人の

父親名義の銀行口座から振替納付されていることが確認できることなどから、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は61年5月から6月ごろと推認でき、申立人の「申立期間の国民年金保険料を、昭和60年9月当初から同区役所の窓口で毎月持参し納付していた。」とする供述は不自然である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1167 (事案 671 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 6 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月から同年 12 月まで

社会保険事務所が保管する特殊台帳 (マイクロフィルム) には、私が納付した昭和 50 年 6 月から同年 12 月までの期間の過誤納保険料が 62 年 3 月に還付されたと記録されていると同事務所から説明を受けたが、その当時、私は A 市 B 区に居住しており、還付金の請求について通知されたことは無く、還付金を受領した記憶も無いので納得できない。申立期間の過誤納保険料を早急に還付してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、今回の申立期間を含む昭和 50 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料が未納又は還付済みとなっていることを不服として申立てを行ったところ、50 年 4 月及び同年 5 月については、納付済みであったにもかかわらず、誤った資格喪失により還付の上、未納とされていることが確認できた。

一方、昭和 50 年 6 月から同年 12 月までについては、申立人が C 共済組合に加入していたことから還付対象期間であり、D 社会保険事務所の特殊台帳 (マイクロフィルム) に記載されている還付記録に不自然な点は無く、当該年度の納付月数の進達状況もこれに合致する内容であり、還付が行われていないことをうかがわせる事情が見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 12 月 10 日付けで申立期間の一部 (昭和 50 年 4 月及び同年 5 月) についてのみ、年金記録の訂正が必要であるとする通知が行われている。

申立人は、前回の決定内容のうち、還付についての記録の訂正が認められなかった期間 (昭和 50 年 6 月から同年 12 月まで) について不服とし、社会保険事務所から特殊台帳に記載された「623」を昭和 62 年 3 月に還付したものと説明されたとして、当該還付の事実はない旨主張しているが、62 年 3 月当時は、

既に社会保険庁の記録はオンライン化されており、当該特殊台帳は使用されていないことから、当該特殊台帳に記載された「623」は、還付決定日とは考え難く、還付整理番号であると推認でき、不自然な記載とはみられないことから、委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められず、そのほかに、申立期間の国民年金保険料の還付が行われていないことを疑わせる新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から43年3月までの期間、44年4月から47年7月までの期間及び49年7月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 ① 昭和42年12月から43年3月まで  
② 昭和44年4月から47年7月まで  
③ 昭和49年7月から50年3月まで

昭和49年8月ごろ、これまでの国民年金保険料を納付していなかったのではないかと思ったので、夫と一緒にA社会保険事務所に相談に行ったところ、これまで納付の事実が無いことが分かり、同社会保険事務所から未納期間については、特例納付で一括して納付しなければ納付できないと言われた。そのため、いったん帰宅し、同日中に未納保険料約7万円を夫と一緒に同社会保険事務所に持参して納付したので、保険料の未納期間は無いと思っていた。

しかし、各申立期間について保険料が未納とされたままなので、保険料納付の事実を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は、昭和49年8月ごろ、申立期間を含む未納保険料として約7万円を特例納付により一括納付したと主張しているが、社会保険事務所が保管する申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）には、36年4月から42年2月までの期間及び43年4月から44年3月までの期間に係る未納保険料を50年8月4日から同年12月2日までに5回に分けて合計7万4,700円を特例納付した記録が確認でき、申立内容の納付状況と一致しない上、申立期間③については、制度上、特例納付できない期間で過年度納付でしか納付できない期間で

あるが、同台帳にその記録も無い。

さらに、仮に、申立期間について特例納付及び過年度納付を組み合わせて納付した場合の保険料を試算すると4万8,300円となり、これに上述の特殊台帳に記録された特例納付の納付済保険料額を加えると、合計で12万3,000円となることから、申立人が一括で納付したとする保険料額約7万円と大幅に相違する。

加えて、申立期間①のすべての期間及び申立期間③の一部の期間（昭和49年7月）は、申立人が所持する国民年金手帳及び社会保険事務所が保管する申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）とも国民年金の未加入期間と記録されており、いずれも厚生年金保険から国民年金への切替手続を行わなければ未納期間とならないことから、申立人は、同手続を適切に行わなかった可能性がうかがわれ、その結果、これらの期間は特例納付又は過年度納付自体ができないにもかかわらず、一括納付したとする申立人の主張は不自然である。

その上、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 北海道厚生年金 事案 1125

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 40 年 10 月 1 日まで

昭和 29 年 4 月 1 日にA社に入社し、31 年 10 月 20 日に退社した後、33 年 4 月に同社に再入社し、49 年 12 月まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人は申立期間中にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 60 年 5 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等について関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人及び同僚は、当時の従業員数は 10 人以上であったところ、社会保険事務所の記録上の昭和 35 年から 38 年までの被保険者数は最大でも 5 人であり、申立期間を通じて厚生年金保険の加入記録が継続しているのは事業主及び役員のみである上、入社時期の供述が得られた当時の同職種の同僚 7 人は、入社 1 年半から 8 年程度後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、当該同僚のうち 4 人は「当時、厚生年金保険には加入しておらず、健康保険証も交付されなかった。」としている上、一人は「当時、厚生年金保険などの社会保険料は控除されていなかった。」と供述している。

加えて、複数の同僚は「昭和 40 年ごろに複数の従業員が厚生年金保険の加

入について会社に申し入れてから、厚生年金保険に加入するようになった。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録によると、当該事業所において、昭和31年6月9日から申立期間中の36年4月1日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者がいない上、40年に申立人を含め11人が被保険者資格を取得していることが確認できる。

このことから、申立期間において、当該事業所では、従業員について、入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させておらず、昭和40年ごろにまとめて厚生年金保険に加入させたものと推測される。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人は厚生年金保険料の控除について具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1126

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月から同年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答であった。

中学校卒業後、学校の紹介で昭和 38 年 3 月に A 社（後に名称変更し、B 社）に入社し、同年 7 月 31 日まで働いた。大きな会社であり、厚生年金保険料も当然控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、B 社は平成 7 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿謄本においても、16 年 1 月に解散していることが確認できる上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、商業登記簿謄本において確認できる当該事業所の解散時における代表取締役等に照会したところ、「申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、会社倒産のため、名簿や人事記録等は廃棄処分されており残っていない。」との回答であり、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人が同僚として名前を挙げた同期入社 of 二人は、いずれも、当該事業所で厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらない上、申立期間当時に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者のうち生存及び連絡先が判明した 7 人に照会し、6 人から回答が得られたところ、いずれも、「申立人については記憶に無い。」と供述しており、このうち一人は、「当時、高校卒業者は職員として採用し、中学校卒業者は職業訓練生として採用していた。民間の職業訓練校として、宿舍

と訓練校があった。訓練生は、学科は訓練校で、実技は職場で職業訓練を受けていた。職場には10チームくらいあり、各チームはA社の請負で仕事をしており、訓練生はそこに配属されていたが、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している上、他の複数の者も、「i) 中学校卒業者は事業内職業訓練生として職場に出ていた。ii) A社にはC職責任者と言われる人が数人いて、会社から仕事を請負い、訓練生はこのC職責任者の下で教育訓練を受けた。iii) 厚生年金保険は社員のみが加入しており、C職責任者も厚生年金保険に加入していないので、その下のC職従事者は厚生年金保険には加入していない。」と前述の者と同様の供述をしている。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、昭和38年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は8人で、一人(昭和2年生まれ)を除き7人は、生年月日から判断すると高校卒業者と思われる上、同名簿には申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

これらのことから、当該事業主は、当該事業所の社員であった者について厚生年金保険の加入の届出を行っていたものと推測され、職業訓練生であったとする申立人について、厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていなかったものと考えられる。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1127

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月 21 日から 47 年 9 月 15 日まで  
厚生年金保険の加入期間について照会申出書（特別便）を社会保険事務所に提出したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。  
昭和 44 年 1 月 21 日に A 事業所に採用され、同日から正職員として勤務した。同所には 3 年 8 か月間勤務しており、役職も係長であった。この間に入院治療を受けており健康保険証も使用しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間のうち昭和 44 年 1 月 22 日から 47 年 1 月 8 日までの期間について、B 社 A 事業所において勤務していたと認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁の記録において、A 事業所という名称で厚生年金保険の適用事業所に該当する事業所は無い。

なお、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿において、B 社が時期の特定はできないものの、A 事業所の従業員を厚生年金保険の被保険者として適用させていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本を確認したところ、A 事業所は昭和 43 年 12 月 3 日に会社設立し、53 年 7 月 10 日に商号変更していることが確認できる上、商業登記簿謄本上で確認できる役員についても個人の特定ができないことから、これらの者から申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についての事実を確認できる供述を得ることはできない。

さらに、B 社に照会したところ、「当時の関係資料が残っておらず、申立人の勤務状況や厚生年金保険の事務手続等については不明である。」との回答を

得ており、同社の現在の代表取締役は、「B社は、昭和42年7月の設立時に私の父親が代表取締役として、土地、建物の管理及び賃貸を行っていた事業所である。A事業所にはB社が貸しビルとして建物を貸していたが、途中でこの事業所の経営者が逃げてしまい、その後B社がA事業所の経営を始めたようである。詳しい時期については分からないが、最初からA事業所を運営していたわけではないことは確かである。B社が厚生年金保険の適用事業所となった時期（昭和43年11月）は、A事業所を運営していなかったため、厚生年金保険の被保険者はB社の社員だけであったと思う。A事業所の従業員の厚生年金保険の適用については、当時の事業主であった父親が死亡しており不明である。」と供述している。

なお、B社の商業登記簿謄本において、A事業所の業務に関する時期の記載は無いことから、A事業所を引き継いだ時期の特定はできない。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚8人は、いずれも申立期間においてB社で厚生年金保険に加入した形跡が無い上、個人の特定ができないことから、これらの者から供述を得ることができない。また、社会保険事務所の記録により、申立期間においてB社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者5人は、死亡又は所在の確認ができないことから、これらの者から申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況についての事実を確認できる供述を得ることはできない。

その上、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号1番から5番までの者は、B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和43年11月20日に資格取得し、整理番号6番の者が51年1月16日に資格取得していることが確認できることから、健康保険の整理番号に欠番は見られず、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1128

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月 1 日から同年 6 月 30 日まで  
A社に昭和 51 年 2 月 1 日から平成 7 年 2 月 28 日まで勤務していた。

申立期間について、社会保険事務所の記録によると、昭和 63 年 2 月 1 日付けで厚生年金保険の標準報酬月額が改定され、同年 7 月 1 日付けで再び改定されるまで標準報酬月額は 15 万円となっている。

しかし、昭和 62 年 4 月 1 日付け及び 63 年 4 月 1 日付けの給与辞令を持っており、当該辞令以外に、申立期間の前後において給与の改定を受けた事実無く、雇用条件及び勤務状況等についても変わりはないので、63 年 2 月の標準報酬月額改定については誤りであり、正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録に記載されているA社における申立人の標準報酬月額は、申立期間前後の記録として、昭和 62 年 10 月 1 日は 28 万円、63 年 2 月 1 日は 15 万円及び同年 7 月 1 日は 32 万円と記録されており、これらの標準報酬月額について不自然な記録の訂正等の形跡は認められない。

また、申立期間当時に当該事業所が加入していたB厚生年金基金の加入員台帳によると、申立人の申立期間前後の標準報酬月額は上述の社会保険庁の記録と合致していることが確認できる。

さらに、当該事業所に照会したところ、当時の給与計算担当者二人から、「申立期間当時、申立人が息子の受験の面倒を見るのに専念したいため、当時の社長に勤務時間の短縮等の優遇措置を受けられるように申し出たという話を申立人から聞いたことがあった。」との回答を得た上、申立期間当時の社長からは、「時期の特定はできないが、申立人から家庭の事情により勤務時間を短くしてほしいとの申出を受け、『勤務時間を半分にするなら給与も半分にする。』

ということで、本人及び会社側双方の了解の上で、数か月だけ給与を半減する指示を給与計算担当者に出したことを覚えており、会社側として当然に標準報酬月額の変更の届出を行った。」との供述を得た。

この供述について、当該事業所における申立人の厚生年金保険被保険者記録を確認したが、申立期間以外に該当するものは無く、また、数か月間だけの暫定措置であったとする供述も、申立期間（5か月間）と符合するものである。

なお、申立人は、保管している給与辞令において、昭和62年4月1日は28万3,920円、63年4月1日は29万9,420円となっており、申立期間において給与が下がったことは無いと申立てをしているが、申立期間における給与明細書等の資料は無く、給与からの厚生年金保険料控除額について確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月ごろから 34 年 6 月ごろまで  
② 昭和 38 年 4 月ごろから 39 年 4 月ごろまで  
③ 昭和 42 年 4 月ごろから 43 年 4 月ごろまで  
④ 昭和 46 年 2 月ごろから 47 年 2 月ごろまで  
⑤ 昭和 47 年 2 月ごろから同年 12 月ごろまで  
⑥ 昭和 48 年 1 月ごろから 49 年 5 月ごろまで  
⑦ 昭和 49 年 5 月ごろから同年 12 月ごろまで  
⑧ 昭和 49 年 12 月ごろから 56 年 7 月ごろまで  
⑨ 昭和 56 年 9 月ごろから平成元年 8 月ごろまで

申立期間①については、A社（現在は、B社）でC業務に従事していた。

申立期間②については、D社でE業務に従事していた。

申立期間③については、F社（現在は、G社）H営業所でI業務に従事していた。

申立期間④については、J社（現在は、K社）でL業務に従事していた。

申立期間⑤については、M社（現在は、N社）O営業所でI業務に従事していた。

申立期間⑥については、P社でQ業務に従事していた。

申立期間⑦については、R社でS業務に従事していた。

申立期間⑧及び⑨については、T社でU業務に従事していた。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人と一緒に勤務していた同僚の供述から判断すると、勤務の時期及び期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 35 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、社会保険事務所の記録により、適用当初から厚生年金保険の被保険者であった者について、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間①は別の事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できるか、あるいは、厚生年金保険に加入した形跡は見当たらない。

また、当該事業所に照会したところ、当時の資料は保存されておらず、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についての事実を確認することはできない。

さらに、前述の同僚は、「当該事業所は、申立期間①当時は社会保険の加入が無い事業所であった。そのような中で仕事を続けていくことを不安に思ったので、私が社長に掛け合って厚生年金保険に加入することになり、厚生年金保険料が給与から控除されるようになった。」と述べている。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人が勤務していたとするD社は、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において、同事業所名及び類似の名称等での確認を行ったものの厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、同事業所の所在地を管轄する法務局にも商業登記簿謄本の記録は無い。

また、V市保健所に照会したが、当時の資料は保存されておらず、W協同組合に照会したが、申立期間当時にD社という名称での登録は無いとの回答であり、当該申立てに係る事業所の存在は確認できない。

さらに、申立人は、事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、申立てに係る供述を得ることができず、当該事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間②の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 申立期間③について、G社に照会したところ、「当時の人事記録等の資料は既に廃棄しているため、申立人の勤務実態や厚生年金保険料控除については不明であるが、当社が保管する社会保険に関する台帳に申立人の氏名は記

載されていない。」と述べている。

また、当該事業所が加入している、G健康保険組合の申立期間③当時の被保険者データにおいても、申立人の名前は確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、社会保険事務所の記録によると昭和42年8月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、既に死亡しており、申立人の申立てに係る供述を得ることはできない。このため、社会保険事務所の記録により、申立期間③当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できた4人に照会し、3人から回答を得たが、そのうち一人は、「I業務担当者は、厚生年金保険には加入せず、基本的には国民年金に加入していた。」と述べており、社会保険事務所の記録によると、この者は42年8月16日から同年11月1日まで当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった記録が確認できるものの、自身が記憶するその他の勤務期間については、国民年金の保険料免除の記録となっていることが確認できる。そして、他の一人は、「I業務担当者の給料は、初めは歩合給であり、成績により月給になった。厚生年金保険には月給になってから加入したと思う。」と述べているところ、自身が記憶する入社時期から相当の期間を経過した後、厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが社会保険事務所の記録により確認できる。このことから、事業主は、従業員が勤務するすべての期間について厚生年金保険に加入させていたとは限らない実態が見受けられる。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、同名簿の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い上、雇用保険の加入記録においても、申立期間③における申立人の記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間③の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 申立期間④について、K社に照会したところ、「当時の人事記録等の資料は既に廃棄しているため、申立人の勤務実態や厚生年金保険料控除については不明であるが、保管されている当時の辞令及び人員配置表には申立人の氏名は記載されていない。また、当時、工場の作業員は1年程度の期間では厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は少なく、準社員として1年から2年の期間経過後に正社員となり、厚生年金保険に加入していたようである。」と述べている。

また、申立人が名前を挙げた同僚についても当該事業所において厚生年金保険被保険者としての記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間④当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できた6人に照会し、5人から回答を得たが、全員が「申立人については知らない。厚生年金保険の適用についても分からない。」としており、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についての事実を確認することはできない。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、同原票の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い上、雇用保険の加入記録においても、申立期間④における申立人の記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間④の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 5 申立期間⑤について、N社によると、当時の資料は保管されていないが、「当時、I職従事者については、入社当初は委託契約に基づく歩合給のみを支給しており、実績をみて雇用契約を締結して正社員とし、同時に厚生年金保険に加入させていた。正社員となるまでには通常半年以上かかった。」と回答している。

また、申立人は当該事業所における同僚の氏名を記憶しておらず、申立てに係る供述を得ることができない。

さらに、社会保険事務所の記録により、当該事業所において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる5人に照会し、二人から回答を得たが、共に、「厚生年金保険の適用については不明である。」としており、当該二人が記憶する勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間は一致していないことから、事業主は、勤務するすべての期間について厚生年金保険に加入させていたとは限らない実態が見受けられる。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、同名簿の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い上、雇用保険の加入記録においても、申立期間⑤における申立人の記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間⑤の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 6 申立期間⑥について、X省Y局に照会した結果、申立人が記憶している住所に、P社が存在することが確認できたが、同事業所は、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において厚生年

金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、当該事業所に照会したが、「当時の資料はすべて廃棄しており、当時のことについて分かる者もない。」としているため、申立期間⑥当時における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間当時、当該事業所には社長と自分のみが勤務しており、社長の妻が事務を担当していたと供述していることから、当該事業所は当時の厚生年金保険の強制適用事業所としての要件を満たしていなかったと考えられ、社会保険事務所の記録によると、事業主及びその妻は、申立期間⑥当時は国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い上、雇用保険の加入記録においても、申立期間⑥における申立人の記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間⑥の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 7 申立期間⑦について、雇用保険の加入記録により、申立人が、昭和49年5月11日から同年12月11日までの期間についてR社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、当時の事業主に照会したところ、「申立人については記憶していない。厚生年金保険には基本的には正社員のみを加入させており、臨時で働く者については、毎年勤務する者や特別な事情がある者は加入させたが、従業員全員を加入させていたわけではない。当時、社員は13人くらいおり、その他に期間雇用者が20人くらいいたと思う。」と述べており、社会保険事務所の記録によると、申立期間⑦当時の当該事業所の厚生年金保険被保険者数は、最大でも13人であることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録により、申立期間⑦当時、当該事業所において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる者4人に照会し、二人から回答を得たが、共に、「申立人については知らない。」としており、このうち一人は、「厚生年金保険にはなかなか加入できなかった。」と述べているところ、自身の記憶する入社時期から3年以上経過後に被保険者となっていることが確認でき、他の一人は、「昭和49年6月から同年9月までの期間、私は一人でZ業務に従事していたが、厚生年金保険には社長との約束で掛けてもらった。」と述べているところ、申立期間⑦に当該事業所において短期間の被保険者記録が確認できるのは当該一人のみであることから、事業主は、従業員ごとに判断し、厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、同原票の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間⑦における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 8 申立期間⑧及び⑨について、事業主の息子及び申立人が従事していた業務の a 県総代理店に勤務していた者の供述から判断すると、勤務時期及び期間の特定はできないものの、申立人が T 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所は、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、申立人は一緒に勤務していた同僚の名字しか記憶していないため、これらの者を特定することができず、両申立期間における厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、事業主は、両申立期間は国民年金に加入し、その保険料を納付しているか、未納又は免除の記録であることが確認できる。

加えて、雇用保険の加入記録によると、申立期間⑧のうち昭和 50 年 5 月 7 日から同年 11 月 27 日までの期間、51 年 5 月 27 日から同年 11 月 30 日までの期間及び 52 年 9 月 5 日から 53 年 3 月 20 日までの期間についての記録が確認できるが、当該記録は、事業所名称は不明であるものの、b 公共職業安定所の管轄である事業所であることから、申立人が c 市にあったと述べている当該事業所とは別の事業所に勤務していたことが確認できる。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 9 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年10月ごろから32年3月ごろまで  
② 昭和32年5月ごろから同年8月ごろまで  
③ 昭和32年10月ごろから33年3月ごろまで  
④ 昭和33年5月ごろから同年8月ごろまで  
⑤ 昭和33年10月ごろから34年3月ごろまで

昭和31年5月ごろから34年3月ごろまでの期間については、A社において、毎年5月ごろから8月ごろまではB業務に、10月から翌年3月ごろまではC業務に従事していた。船舶名はB業務の時はD船だったが、C業務の時の船舶名は記憶に無い。

社会保険事務所の記録によると、昭和31年5月10日から同年8月24日までの船員保険の加入記録は確認できたが、それ以外は船員保険に加入していないことになっている。

船員保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について船員保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、船員手帳を所持しておらず、すべての申立期間に船舶に乗っていた事実を確認することができない上、社会保険事務所の記録によると、A社は昭和34年8月18日に船員保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も所在不明のため、申立人に係る勤務実態や船員保険の適用についての事実を確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

また、申立人が一緒に乗船していたという同僚二人は、死亡等により所在が確認できないが、社会保険事務所の記録によるとすべての申立期間のうち、一人は昭和32年4月20日から同年7月30日までの期間、他の一人は32年4月1日から同年7月1日までの期間しか船員保険の加入記録は確認できず、この

期間においても乗船していた船舶は、申立人が乗船していたという船舶とは別のE船であったことが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は申立期間①、③及び⑤については、船員保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、当該事業所における申立期間②及び④に係る船員保険被保険者名簿には申立人の名前が記載されておらず、整理番号にも欠番は見られない。

加えて、社会保険事務所の記録から、当該事業所において船員保険の記録が確認できる5人に照会したが、申立人及びD船について記憶している者はおらず、申立人に係る勤務実態や船員保険の適用についての事実を確認できる供述を得ることはできない。

なお、社会保険事務所の記録によると、A社の事業主の兄（所在不明）もF社の事業主であり、A社とF社の両方の船舶において船員保険の加入記録が確認できる者が見られることから、これらの者に照会したところ「F社では、G船に乗船し、C業務をしていたが、申立人の名前に記憶が無い。」と述べており、F社に係る船員保険被保険者名簿には申立人の名前が記載されておらず、整理番号にも欠番は見られない。

その上、すべての申立期間について、申立人が船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も船員保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人のすべての申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者としてすべての申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 北海道厚生年金 事案 1131

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 7 月 1 日から平成 15 年 4 月 1 日まで  
社会保険庁の記録では、代表取締役として勤務したA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。  
当時の報酬額が確認できる賃金台帳を保管しているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 15 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、その7日後の同年 4 月 8 日に、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が、13 年 7 月 1 日までさかのぼって 32 万円から 11 万円に訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所の賃金台帳により、申立人の申立期間に係る給与は 32 万円であり、報酬に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

しかし、申立人は、「申立期間当時、当該事業所では、経営環境が悪化して社会保険料を滞納していたため、社会保険事務所と滞納保険料の整理について相談し、さかのぼって標準報酬月額の記録の訂正に係る届出を行った。」と供述している上、「このことにより、滞納していた社会保険料が整理できたので、会社としては助かった。」と供述しており、申立期間当時、当該事業所において社会保険料の滞納があったことについては、申立人が保管する社会保険事務所からの督促状によっても確認できる。

また、申立期間当時、当該事業所の社会保険事務を担当していた申立人の妻は、「申立人が、滞納していた社会保険料整理のため、さかのぼって標準報酬

月額記録の訂正に係る届出を行ったことは承知している。」と供述しているほか、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成15年4月1日において、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった者は申立人及びその妻だけであったことが確認できることを踏まえると、申立人は、上記標準報酬月額減額に同意していたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役として、上記標準報酬月額減額処理について同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することはできないものであり、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1132

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年12月12日から20年10月1日まで  
昭和18年10月から20年9月30日までA社（現在は、B社）C支店D営業所に勤務し、E業務等に従事していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。  
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社に照会したところ、当時の資料は廃棄されているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができなかった。

また、申立人がA社C支店D営業所を含むF地区内に所在した4営業所に勤務していたとする同僚11人のうち、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された一人に照会したところ、「申立人が勤務していたのは昭和19年の1年間だけであり、終戦時には既に退職していた。」と供述しているほか、他の10人のうち二人は、いずれも既に死亡しているとともに、別の8人は、いずれも所在が不明であることから、これらの者から申立人の勤務状況等について確認することはできない。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された16人に照会したところ、このうち12人から回答があったものの、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことを裏付ける供述は得られなかった上、このうち、A社C支店のF地区内の事業所で勤務していた者は、「当時、F地区に勤務していた者は毎年会議があったので、異なる事業所の勤

務者であっても2年も勤務していたのならば記憶に残るはずであるが、申立人についての記憶は無い。」と供述しており、ほかに申立人が昭和20年9月30日まで当該事業所で勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月1日から28年1月1日まで  
② 昭和27年1月1日から30年1月1日まで  
③ 昭和41年1月1日から43年3月1日まで  
④ 昭和50年1月1日から58年1月1日まで

申立期間①は、A村（現在は、B町）にあったC社で住み込みのD業務に従事していた。

申立期間②は、A村E地区でF社職員（現在はG社）のH氏宅で住み込みのI業務に従事していた。

申立期間③は、J社（現在は、K社）L支社M出張所において、N職として勤務していた。

申立期間④は、M町（現在は、O町）のP職をしていた。

すべての申立期間について給与明細書等の証拠書類は無いが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、Q職種会が保管するQ職種会史によれば、C社が、申立期間①当時、A村において開業していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間①当時、C社の規模の事業所は強制適用事業所になっておらず、都道府県知事の認可を受けることによって厚生年金保険の適用事業所になることができる事業所であったが、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が、適用事業所となるための認可申請を行った形跡が無い上、当該事業所の所在地を管轄する法務局には、商業登記の記録も無い。

また、前述のQ職種会が保管するQ職種会史によると、当該事業所は、昭和28年に閉鎖となっている上、B町R協議会に照会したところ、「当該事業

主は死亡している。」としていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

さらに、上記B町R協議会から、申立期間①当時の当該事業所の状況について知っているとして紹介があった者は、「当該事業所には、S職以外に一人か二人の助手がいたが、そのほかに従業員はいなかった。」と供述しており、申立人も同様の供述をしている上、当該事業所が法人として登記されていたことも確認できないことから判断すると、当該事業所は、申立期間①当時、厚生年金保険の適用事業所であったとは考え難い。

加えて、申立人は、「一時、自分以外の助手が勤務していた記憶がある。」としているものの、当該事業所のS職以外の同僚の名前を記憶していない上、前述のQ職種会から紹介があった者から聴取を行ったが、「申立人が勤務していたことは知らない。住み込みのD業務従事者がいたことも知らなかった。勤務していたD業務従事者の名前は記憶していない。」としていることから、申立人の申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立期間②当時、I業務従事者を使用する事業所は、強制適用事業所になっておらず、都道府県知事の認可を受けることによって厚生年金保険の適用事業所になることができる事業所であったが、社会保険事務所の記録によると、H氏宅が、適用事業所となるための認可申請手続を行った形跡が無い上、当該事業所の所在地を管轄する法務局には、商業登記の記録も無い。

また、申立人は、「H氏に直接雇用され、給与も直接支払われていた。H氏宅には、自分一人が勤務しており、仕事の内容は、I業務であった。」と供述していることから判断すると、当該事業所が、申立期間②当時、厚生年金保険の適用事業所であったとは考え難い。

さらに、申立人は、「H氏は、F社職員であった。」としていることから、G社に照会したところ、「資料を探したが、H氏について確認することができなかった。」と回答しており、H氏の所在が不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

加えて、S社は「H氏宅があったとされる地域の住民らから聴取を行ったが、H氏を記憶している者はいなかった。」としていることから、申立人の申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、J社L支社M出張所の同僚の供述から判断すると、申立人は、入社日の特定はできないものの、申立期間③中において当該事業所に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、K社本社からは、「昭和43年3月より前は、既婚女子のN職等の従業員については、夫の扶養になっている場合が多いこと、主婦の片手間の仕事として働けること、長期間勤務できるかどうか分からないことなどの理由から、健康保険及び厚生年金保険を適用させていなかった。しかし、43年3月からこれらの女子従業員にも、全員、健康保険及び厚生年金保険を適用させるようになった。申立人についても、当社が保管している昭和43年2月の社会保険適用者台帳に名前が無く、同年6月に申立人が同年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨を届出ていることから、申立人は、この時にこれらの保険に加入したともう考えられる。」との回答があった。

また、社会保険事務所の記録から、昭和43年3月1日にJ社L支社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している女子従業員が12人確認できるが、このうち申立人を含め11人は、厚生年金保険被保険者原票に記載されている姓と、その夫の姓が一致していることから、同年3月1日当時、これらの者は既婚者であったと考えられ、これは、先述のK社本社の回答と符合する。

さらに、申立人と同じ昭和43年3月1日にJ社L支社において、厚生年金保険の被保険者資格を取得している女子の同僚12人のうち、既に死亡している一人を除いた11人に照会し、4人から回答を得たが、このうち、二人は、いずれも、「私は、昭和43年3月より2か月から3か月前からN職としてJ社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は、昭和43年3月1日からとなっている。私は、当時、既婚者であった。」と供述しており、これは、先述のK社本社の回答と符合する上、当該被保険者資格を取得する前の期間において保険料控除があったことをうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④について、O町が保管する記録により、申立人が、申立期間④のうち、昭和51年1月1日から55年3月31日まで、M町においてP職を委嘱されていたことが確認できる。

しかしながら、M町とP職とは、雇用関係ではなく、委嘱の関係にある上、その職責及び職務内容からみても、M町と事実上の使用関係は無かったと判断できることから、P職が厚生年金保険の被保険者となることはできない。

また、O町からは、「P職は公職というよりも、各地区の協力員、ボランティア活動に近いものであった。P職には報酬を支払っておらず、謝礼として各人に1,000円程度の粗品等を贈呈していた。このため、P職には、厚生年金保険を適用させられないと理解しており、当然、厚生年金保険料を控除していない。」との回答があった。

さらに、申立人は、「報酬を現金で支給されたことは無く、品物をもらっていた。厚生年金保険料を控除された記憶は無い。」と供述しており、これは、先述の〇町の回答と符合している。

加えて、社会保険事務所が保管する、当該事業所の厚生年金保険被保険者原票において、申立人の名前は記載されておらず、一方、申立期間④において、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、申立人の雇用保険の記録も認できない。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

- 5 なお、申立人は、〇町の記録によると、昭和 35 年 10 月から現在まで、国民健康保険に加入している上、37 年 7 月から平成 6 年 8 月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

- 6 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月1日から35年1月1日まで  
昭和29年1月1日から35年12月31日まで、A社で住み込みのB職として勤務していた。  
給与明細書等の証拠書類は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA社は、社会保険事務所の記録によると、厚生年金保険の適用事業所であった形跡が無い上、当該事業所が所在していたとされる区域を管轄する法務局においても、商業登記の記録を確認できない。

また、当該事業所について、C商工会議所に照会したところ、「A社又はD社等の名称の事業所が、所在地付近で会員になっている記録は無い。」との回答であった。

さらに、申立期間当時から、当該事業所が所在していたとされる地域で営業していたとしている商店3店舗及び寺院に確認したところ、いずれも「A社は、申立期間当時、申立人の主張する所在地で営業していた。しかし、家族経営の個人商店であり、事業主を含めて3人か4人の従業員数であった。家族以外の従業員を常時雇用していたという記憶は無く、申立人が勤務していたことは知らなかった。」と一致した供述をしていることから判断すると、当該事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていなかったものと考えられる。

加えて、申立人は、事業主以外の従業員の名前を記憶しておらず、前述の商店及び寺院に聴取したが、いずれも「当該事業所は既に廃業している。」と一致した供述をしており、事業主及びその関係者の所在を知っている者は確認で

きないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

その上、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1135

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 3 月 1 日から 15 年 5 月 30 日まで

申立期間は、A社に代表取締役として勤務し、月額 79 万円の役員報酬を受給していたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が 11 万円となっているので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが同社の商業登記簿及び社会保険事務所の記録により認められる。

また、社会保険庁の管理するオンライン記録によると、当該事業所は、平成 15 年 5 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、同社が適用事業所に該当しなくなった後の同年 6 月 2 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額（62 万円）が、14 年 3 月 1 日までさかのぼって 11 万円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「当時、社会保険料を滞納しており、平成 15 年 5 月 30 日に社会保険事務所に行き、同事務所の指導により、標準報酬月額を<sup>そきゅう</sup>遡及訂正する届及び事業所の全喪届を行い、これにより滞納保険料を精算した。」と供述していることから、当該標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の減額処理に申立人が直接関与していたことは明らかである。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所の健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届等は、平成 15 年 5 月 30 日に受理されており、これは、先述の申立人の供述と符合する。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年1月1日から平成5年1月1日まで  
② 昭和41年1月1日から44年6月1日まで  
③ 昭和53年1月1日から60年1月1日まで  
④ 昭和55年1月1日から57年1月1日まで  
⑤ 昭和55年1月1日から62年1月1日まで

私は、これまでA業を営んでいるが、A業の傍らA業以外の仕事に従事していたことがある。

申立期間①は、B町（現在は、C町）のD職をしていた。

申立期間②は、妻がE社（現在は、F社）G支社B出張所においてH職をしており、自分も手伝っていた。

申立期間③は、毎年、12月15日から3月15日までの冬期間、I社J支店又はK社J支店に勤務し、L社（現在はM社）N営業所及びB営業所でO業務に従事していた。

申立期間④は、P社でアルバイトとして勤務していた。

申立期間⑤は、B町のQ審議会委員をしていた。

すべての申立期間について給与明細書等の証拠書類は無いが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、C町が保管する旧B町公職者名簿により、申立人が、昭和43年12月1日から平成13年11月30日まで、B町においてD職を委嘱されていたことが確認できる。

しかしながら、D職は、D職法に基づき、厚生大臣（現在は、厚生労働大臣）により委嘱されることとなっており、B町との使用関係は無いことから、

D職が厚生年金保険の被保険者となることはできない。

また、同法において、平成12年の同法改正の後、D職には、給与を支給しないと定められている上、上記同法改正以前においても、D職は名誉職と定められており、事実上報酬を支払わない取扱いがなされていたことから判断すると、申立人が、D職として、厚生年金保険の被保険者となり、その保険料が控除されていたとは考え難い。

さらに、C町からは、「D職には報酬を支払っておらず、実費弁償分の金銭の支払もしていない。当時も現在も、D職には厚生年金保険を適用させられないと理解しており、当然、厚生年金保険料を控除していない。」との回答があった。

加えて、社会保険事務所が保管する、当該事業所の厚生年金保険被保険者原票において、申立人の名前は記載されておらず、一方、申立期間①において、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「妻がE社G支社B出張所においてH職をしており、自分も手伝っていた。このため、自分は、E社G支社B出張所において、厚生年金保険に加入していた。」と主張しているが、F社からは、「申立人の妻の在籍は確認できるものの、申立人が在籍していたことは確認できない。」との回答があった。

また、申立人は、「妻の業務を手伝っていた。H職の研修及び登録を受けた記憶は無く、契約が成立した際の契約書には妻の名前を記載していた。自身に給与が支払われた記憶は無い。」と供述していることから判断すると、申立人が、当該事業所にH職として採用された事実は無いと考えられる。

さらに、申立期間②当時の当該事業所の所長は死亡しており、申立期間②当時の事務担当者も特定できないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

加えて、申立人の妻の同僚二人から聴取を行ったが、申立人が当該事業所の従業員であったとする供述を得ることはできなかった。

その上、社会保険事務所が保管する、当該事業所の厚生年金保険被保険者原票において、申立人の名前は記載されておらず、一方、申立期間②において、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人の従業務に関する申立内容及び申立人が名前を挙げた同僚二人の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、

申立人が、申立期間③中において、申立てに係る季節的業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が、当該業務の事業主であったと主張する I 社 J 支店及び K 社 J 支店は、いずれも「当社では、L 社 N 営業所及び B 営業所において、O 業務を行っていない。」と回答している。

また、M 社に照会したところ、同社からは、「申立期間当時、申立てに係る O 業務従事者は、L 社が期間業務（4 か月以内）に従事する者として直接雇用しており、この O 業務従事者は、厚生年金保険に加入しておらず、その保険料を控除していなかった。また、現在は、当該業務従事者は、当社が直接雇用しているが、L 社の時と雇用形態に変化は無く、厚生年金保険に加入していない。」との回答があった。

さらに、申立人は、当該業務と一緒に従事した同僚二人の名前を挙げているが、社会保険事務所の記録によると、これら同僚二人には、申立てに係る期間業務に従事していたとしている期間について、厚生年金保険に加入した形跡が無い上、当該期間に国民年金に加入し保険料を納付していたことが確認できる。

加えて、これら同僚二人のうち一人からは、「申立てに係る期間業務に従事していたとしている期間は、健康保険及び厚生年金保険に加入しておらず、これらの保険料も控除されていない。自分は、国民健康保険及び国民年金に加入し、これらの保険料を納付していた。申立人も、健康保険及び厚生年金保険に加入していなかったはずである。」との供述があった上、残りの同僚一人からも、「申立てに係る期間業務に従事していたとしている期間は、国民年金に加入し、その保険料を納付しており、厚生年金保険には加入しておらず、その保険料も控除されていないかった。」との供述があり、これら同僚の供述は、先述の M 社の回答及び社会保険事務所の記録と符合する。

その上、社会保険事務所が保管する、当該事業所の厚生年金保険被保険者原票において、申立人の名前は記載されておらず、一方、申立期間③において、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④について、申立人の従事業務に関する申立内容及び P 社の当時の事業主の妻の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が、申立期間④中において、アルバイトとして毎日ではなく、一時的あるいは時々、当該事業所に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、申立期間④当時、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった形跡は無い上、事業主及びその息

子は、既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、当該事業所の当時の事業主の妻からは、「自分は、当該事業所の事務などの雑用をしていた。当該事業所は個人経営であり、常時勤務していたのは、事業主である夫と息子だけであった。忙しい時には、アルバイトを雇うこともあったが、毎日ではなく、一時的あるいは時々であったため、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったことは無い。当然、申立人に厚生年金保険を適用させたことは無く、その保険料も控除していない。」との供述があった。

さらに、C町商工会B支所では、「当該事業所は、家族経営の事業所であり、従業員を常時雇用し、厚生年金保険の適用事業所になっていたとは考え難い。」と回答しており、当該事業所が法人登記されていたことも確認できないことから判断すると、当該事業所は、申立期間④当時、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 申立期間⑤について、C町が保管する旧B町公職者名簿により、申立人が、平成2年7月1日から8年6月30日まで、B町においてQ審議会委員を委嘱されていたことが確認できる。

しかしながら、B町とQ審議会委員とは、委嘱の関係にある上、その職責及び職務内容からも、B町と事実上の使用関係は無かったと判断できることから、Q審議会委員が厚生年金保険の被保険者となることはできない。

また、C町からは、「Q審議会の開催は年に1回か2回であり、Q審議会委員は厚生年金保険を適用させられないと理解している。このため、Q審議会委員には、Q審議会の開催時に日額の報酬を支払っているが、当然、厚生年金保険料を控除していない。」との回答があった。

さらに、申立人は、「Q審議会委員の勤務は、1年間に5日程度、1日2時間程度の勤務であった。」としていることから判断すると、申立人が、Q審議会委員として、厚生年金保険の被保険者となり、その保険料が控除されていたとは考え難い。

加えて、社会保険事務所が保管する、当該事業所の厚生年金保険被保険者原票において、申立人の名前は記載されておらず、一方、申立期間⑤において、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものと考え難い。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 なお、申立人は、C町の記録によると、昭和35年10月から現在まで、国民健康保険に加入している上、37年7月から平成6年2月まで国民年金



保険料を納付しているほか、48年1月から平成6年2月まではA業者年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

7 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1137

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日まで  
② 昭和 40 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日まで

申立期間①のA社には、昭和 32 年 8 月から 37 年 9 月まで勤務していた。また、申立期間②のB社には、昭和 38 年 3 月から 40 年 3 月まで勤務していた。

両申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について、申立人から提出のあった出勤票（原本）により、申立人が申立期間①においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 38 年 11 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用状況については確認できなかった。

また、閉鎖登記簿謄本及び社会保険事務所の記録から、当該事業所は昭和 35 年 11 月 10 日に商号をC社に変更し、代表取締役も交代した後、36 年 4 月 1 日に当該事業所の厚生年金保険被保険者のうち、17 人（申立人を含む）の資格喪失届を提出していることが確認できる。このうち、申立人を含む 5 人は 2 か月の空白期間を経て当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を再取得したことが確認できるが、このうち 3 人は死亡等で所在が確認できず、所在が確認できた一人は「自分も厚生年金保険の加入期間に 2 か月間の空白があることを最近知ったが、当該事業所には継続して勤務していたはずだ。」と供述しているものの、当該期間に給与から厚生年金保険料が控除されていたことを示す具体的な供述等は得られなかった。

なお、上述の17人のうち残りの12人については、i) 5人は9か月間の空白を経て、昭和37年1月1日に当該事業所の前代表取締役が設立したD社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していること、ii) 7人のうち6人は、同年5月から10月までに別の事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していること、及び一人は被用者年金の記録が無いことが、それぞれ社会保険庁のオンライン記録から確認できる。

さらに、上述の17人の中で所在が確認できた3人（厚生年金保険の加入期間に申立人と同じ2か月間の空白がある上述の同僚を除く）に申立期間当時の状況を照会したところ、申立人と同じE職である者は「当該事業所は、社長が変わってから労使交渉が行われなくなり、昭和36年1月から同年4月まで経営者と労働組合が賃金闘争をして仕事にならなかった。同年4月に多くの者が資格喪失したのは、経営者が勝手に手続きしたからだと思うが、誰を対象としたのかは分からない。自分は3月で解雇されたので、すぐに別の会社に移ったが、申立人はいったん当該事業所を辞めたと思う。なお、当該事業所は同年5月ごろから仕事が再開されたと聞いている。」と供述しているとともに、申立人も「自分は下っぱでよく分からないが、賃金闘争をしたこともあった。」と供述している上、申立人から社会保険事務所に提出のあった申立期間①直前の昭和36年3月の出勤票（写し）によると、同月の申立人の出勤は公休日4日間を除く27日間で6日間であったことが確認できる。

加えて、当該事業所において、申立期間①を含み、継続して厚生年金保険の被保険者資格を取得している者15人のうち所在が確認できた9人（申立人が記憶している同僚二人を含む）に照会したところ、回答があった6人のうち5人は、厚生年金保険の加入期間が2か月間の空白があることについて不明としており、申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かについての具体的な供述を得ることはできなかったが、申立期間①当時、総務部長であったとする者は「厚生年金保険の加入期間に2か月間の空白がある者がいるのは、経営者が変わったからだと思う。」と供述している。

これらのことを踏まえると、当該事業所は、経営上の理由を中心とする何らかの理由により、昭和36年4月1日に一部（17人）の従業員の厚生年金保険の被保険者資格の喪失届を行い、経営が持ち直した同年6月に、申立人を含む資格喪失者の一部（5人）について、再度、厚生年金保険の被保険者資格の取得届を提出したことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等は無い。

- 2 申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、B社は、昭和40年1月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立人を含む23人が同日付けで当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を

喪失していることが確認できる。

また、上述の23人のうち、所在が確認できた7人に照会したところ、5人から回答があり、このうち元事業主は「当該事業所は、昭和40年1月1日に倒産し、申立人はその後も残務整理の仕事をしていたと思うが、残務整理期間の厚生年金保険料は給与から控除していなかったと思う。」と供述しており、当該事業所の経理担当者であった者は「当該事業所は、昭和40年1月に倒産し、その時点で従業員全員の厚生年金保険の被保険者資格の喪失届を提出した。自分も含め、数人の元従業員が倒産後も残務整理を行ったが、申立人も一緒だったか否かは分からない。残務整理期間は、給与から厚生年金保険料の控除は行っていなかったと思う。」と供述しているとともに、残りの同僚3人のうち一人からも「自分は、作業場担当で、倒産後、短期間残務整理を手伝っていたが、給与から厚生年金保険料を控除されていなかったと思う。」と供述していることから、当該事業所は昭和40年1月に倒産し、引き続き残務整理で残った元従業員に対しては、厚生年金保険料を給与から控除していなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人が、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

なお、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者原票には、昭和40年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した23人全員に、同年7月26日時点で「証未返納」の記載があるが、i) 23人中9人が、同年1月から7月にかけて他の事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していること、ii) 同じく一人が、同期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが、社会保険庁のオンライン記録から確認できるとともに、iii) 上述の経理担当者は「自分は、昭和40年4月に別の会社で勤務したが、B社では厚生年金保険料を滞納したことは無く、同年7月にさかのぼって従業員の資格喪失を行った記憶も無い。」と供述していることから、健康保険証が同年7月26日時点で返納されていなかったのは、単に事務処理の遅延に基づくものであったと推認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。